

【主催】辻・本郷 税理士法人

専門講座

株式譲渡や土地の評価等につわる 誤りやすい留意点

Web
セミナー

- 1 相続税申告期限から3年以内に発行会社へ株式を譲渡した場合
- 2 借地権が設定されている土地を更地価格で買取る旨の合意があった場合
- 3 使用貸借通達により難い特別な事情がある場合
- 4 使用貸借により貸し付けている土地がある場合の小規模宅地等の特例

相続の実務において、相続財産の中に第三者に建物の所有を目的として貸し付けている土地がある場合、その評価額を算出する際、無償返還の届出等がない限り、契約内容を深く確認しないまま借地権相当額を控除してしまいがちです。しかし、契約内容によっては、借地権相当額の控除が認められない場合もあります。そこで、本セミナーでは、このように先入観に基づいて処理を行うことの危険性を、具体的な事例を通じてより丁寧に解説します。

視聴可能期間

2025年12月18日(木)11:30~12月24日(水)17:00

※講演時間は約 60 分となります。

申込期限

12月16日(火) 17:00

参加費

5,000 円

講師



香取稔税理士事務所 所長／税理士 香取 稔(かとりみのる) 先生

国税庁資産課税課課長補佐、東京地方裁判所行政部調査官、東京局資産評価官・資料調査第二課長、高松国税不服審判所長を歴任し、その後、税理士登録。現在は埼玉学園大学大学院客員教授としても活動。著書「令和5年改訂版相続税重要項目詳解」、「最新版事例で学ぶ土地株式等の財産評価」、「精選Q&A相続税・贈与税全書 財産評価編」等多数。

詳細・お申込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/251218



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階

<https://www.ht-tax.or.jp>

辻・本郷

検索